

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	池ノ塚、ウルイ塚	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり189円以上のものについてはその評価額を189円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 17	純 7.5	純 7.5		
		新田、田通								
		1 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 13	純 7.5	純 7.5		
		小菅								
		1 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 17	純 7.5	純 7.5		
		田通原								
		1 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり230円以上のものについてはその評価額を230円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		2 上記以外の地域	30	1.2	純 5.5	純 17	純 7.5	純 7.5		
		御所平								
		1 1984番地								
		（1）山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり589円以上のものについてはその評価額を589円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.5	—	—	中 5.5	中 5.5		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 18	純 7.5	純 8.9		

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	応桑	2 上記以外の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり222円以上のものについてはその評価額を222円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.1	—	—	中 6.1	中 6.1		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 18	純 7.5	純 8.9		
		チカヤ、新田原								
		1 927番地								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり197円以上のものについてはその評価額を197円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.3	—	—	中 5.3	中 5.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 16	純 7.5	純 8.9		
		2 上記以外の地域								
		(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり239円以上のものについてはその評価額を239円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.7	—	—	中 6.7	中 6.7		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 5.5	純 17	純 6.1	純 7.5		
		上記以外の地域								
		1 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり439円以上のものについてはその評価額を439円とみなして右の倍率を適用する。）	40	4.1	—	—	中 4.1	中 4.1		
大津	農業振興地域内の農用地区域	2 上記以外の地域	30	1.1	純 4.6	純 15	純 6.3	純 6.3		
		1 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿			純 4.5	純 7.0				
		2 上記以外の地域			純 3.8	純 5.4				
		上記以外の地域								
		1 八久保								

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	大津	(1) 山林（原野）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり239円以上のものについてはその評価額を239円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.3	—	—	中 6.3	中 6.3		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 5.5	純 3.0	純 3.7		
		2 上記以外の地域								
		(1) 国道145号線沿、国道145号線バイパス沿、国道292号線沿	30	1.1	中 6.0	中 11	中 5.4	中 11		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 5.5	純 2.9	純 4.3		
か	川原畑	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道145号線バイパス沿			純 4.1	純 7.2				
		2 上記以外の地域			純 3.5	純 5.0				
		上記以外の地域								
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 5.8	中 11		
	川原湯	2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 5.3	純 2.6	純 3.6		
		農業振興地域内の農用地区域			純 3.4	純 7.9				
		上記以外の地域								
		1 県道林・岩下線沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 5.8	中 11		
		2 上記以外の地域	30	1.1	純 3.6	純 7.9	純 2.0	純 3.7		
き	北軽井沢	農業振興地域内の農用地区域								
		1 国道146号線沿			純 8.8	純 23				
		2 上記以外の地域			純 7.0	純 16				
		上記以外の地域								
		1 大屋原								
		(1) 1924番地								
		イ 大学村								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり355円以上のものについてはその評価額を355円とみなして	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	右の倍率を適用する。)	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり380円以上のものについてはその評価額を380円とみなして	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		右の倍率を適用する。)								
		(ロ) 上記以外の地域								
		A 町道北軽・湯沢線、町道10—41号線、町道10—47号線、主要地方道長野原・倉渕線の各道路に囲まれた地域	40	1.1	中 17	中 27	比準	比準		
		B 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
		(2) 1353番地								
		イ 紀州リバーサイド分譲地								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり189円以上のものについてはその評価額を189円とみなして	40	7.2	—	—	中 7.2	中 7.2		
		右の倍率を適用する。)								
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり239円以上のものについてはその評価額を239円とみなして	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		右の倍率を適用する。)								
		(ロ) 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
(3) 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11				
2 新鎌										
(1) 音楽村別荘地										

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり255円以上のものについてはその評価額を255円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.5	—	—	中 6.5	中 6.5		
		（2）上記以外の地域								
		イ 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり514円以上のものについてはその評価額を514円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.2	—	—	中 5.2	中 5.2		
		ロ 上記以外の地域								
		（イ）町道10-38号線及び同道路の東延長線より南側の地域	40	1.2	中 17	中 27	比準	比準		
		（ロ）国道146号線沿	30	1.2	中 17	中 27	中 156	中 199		
		（ハ）上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
		3 南木山熊ノ内								
		（1）山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり227円以上のものについてはその評価額を227円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 7.6	純 18	純 7.5	純 6.6		
		4 カイリカキ、熊ノ内								
		（1）山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり177円以上のものについてはその評価額を177円とみなして右の倍率を適用する。）	40	7.1	—	—	中 7.1	中 7.1		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 7.6	純 18	純 7.5	純 6.6		
		5 鷹繁、鼻曲、ヒノキ塚、横根塚								

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	(1) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の 固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 m ² 当たり 2 2 7 円以上のもの についてはその評価額を 2 2 7 円と みなして右の倍率を適用する。）	40	5.6	—	—	中 5.6	中 5.6		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 7.5	純 9.4	純 7.5	純 6.6		
		6 南木山ノ内大櫓								
		(1) 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の 固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 m ² 当たり 2 5 2 円以上のもの についてはその評価額を 2 5 2 円と みなして右の倍率を適用する。）	40	7.4	—	—	中 7.4	中 7.4		
		(2) 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
		7 地藏堂								
		(1) 1 9 8 8 番地								
		イ 山林（原野・牧場）又は別荘宅地 の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産 税評価額が 1 m ² 当たり 2 9 7 円以 上のものについてはその評価額を 2 9 7 円とみなして右の倍率を適 用する。）	40	7.8	—	—	中 7.8	中 7.8		
		ロ 上記以外の地域								
		(イ) 国道 1 4 6 号線以東で町道 1 0 — 4 7 号線より北側の地域	40	1.2	中 17	中 28	比 準	比 準		
		(ロ) 上記以外の地域								
		A 国道 1 4 6 号線沿	30	1.2	中 17	中 27	中 138	中 172		
		B 上記以外の地域	30	1.1	純 9.9	純 21	中 72	中 92		
		(2) 1 9 9 0、1 9 9 1 番地のうち県道 大笹・北軽井沢線より南側の地域、 1 9 9 2 番地								
		イ 山林（原野・牧場）又は別荘宅地 の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産 税評価額が 1 m ² 当たり 2 6 4 円以 上のものについてはその評価額を 2 6 4 円とみなして右の倍率を適 用する。）	40	7.5	—	—	中 7.5	中 7.5		

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	ロ 国道 1 4 6 号線沿	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		（イ）町道地藏堂 1 号線より北側の地域	30	1.2	中 17	中 26	中 217	中 275		
		（ロ）上記以外の地域	30	1.2	中 17	中 26	中 138	中 172		
		ハ 上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
		（3）上記以外の地域								
		イ 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の 固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産 税評価額が 1 m ² 当たり 2 4 7 円以 上のものについてはその評価額を 2 4 7 円とみなして右の倍率を適 用する。）	40	8.0	—	—	中 8.0	中 8.0		
		ロ 上記以外の地域								
		（イ）国道 1 4 6 号線沿	30	1.2	中 17	中 27	中 141	中 176		
		（ロ）上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
		8 大櫓、砂塚								
		（1）山林（原野・牧場）又は別荘宅地の 固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 m ² 当たり 2 2 7 円以上のもの についてはその評価額を 2 2 7 円と みなして右の倍率を適用する。）	40	8.7	—	—	中 8.7	中 8.7		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 9.5	純 18	純 7.5	純 6.6		
		9 栗平、ホーロク平								
		（1）山林（原野・牧場）又は別荘宅地の 固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価 額が 1 m ² 当たり 4 2 7 円以上のもの についてはその評価額を 4 2 7 円と みなして右の倍率を適用する。）	40	5.7	—	—	中 5.7	中 5.7		
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純 9.5	純 18	純 7.5	純 6.6		
		1 0 南木山大櫓								
		（1）大学村								

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
き	北軽井沢	山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 3 5 2 円以上のものについてはその評価額を 3 5 2 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		（2）東急分譲地								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 8 5 円以上のものについてはその評価額を 2 8 5 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.9	—	—	中 6.9	中 6.9		
		（3）王領地の森分譲地								
		山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 5 9 3 円以上のものについてはその評価額を 5 9 3 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	5.6	—	—	中 5.6	中 5.6		
		（4）上記以外の地域								
		イ 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 1 8 円を超える地域（※固定資産税評価額が 1 m ² 当たり 2 8 5 円以上のものについてはその評価額を 2 8 5 円とみなして右の倍率を適用する。）	40	6.6	—	—	中 6.6	中 6.6		
		ロ 上記以外の地域								
		（イ）国道 1 4 6 号線沿	30	1.1	中 17	中 27	中 112	中 145		
		（ロ）上記以外の地域	30	1.1	純 13	純 18	純 11	純 11		
な	長野原	1 1 上記以外の地域	30	1.1	純 9.5	純 17	純 7.5	純 6.6		
		農業振興地域内の農用地区域								
		1 遠西、町								
		（1）国道 1 4 5 号線沿			純 12	純 22				

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
な	長野原	（２）上記以外の地域	%		純 6.5	純 11				
		２ 上記以外の地域			純 3.8	純 6.2				
		上記以外の地域								
		１ 遠西、町								
		（１）国道１４５号線沿	40	1.1	中 19	中 31	比 準	比 準		
		（２）上記以外の地域	40	1.1	純 6.7	純 11	純 5.2	純 7.6		
		２ 上記以外の地域								
		（１）国道１４５号線沿	40	1.1	中 6.2	中 11	中 6.3	中 13		
		（２）吾妻川より南側の国道１４５号線バイパス沿	30	1.1	中 11	中 16	中 7.3	中 7.6		
		（３）上記以外の地域	30	1.1	純 3.9	純 6.3	純 4.8	純 6.2		
は	羽根尾	農業振興地域内の農用地区域								
		１ 国道１４４号線沿、 国道１４５号線沿、 国道１４６号線沿			純 3.9	純 6.7				
		２ 上記以外の地域			純 3.2	純 5.7				
		上記以外の地域								
		１ 国道１４４号線沿、 国道１４５号線沿、 国道１４６号線沿	30	1.1	中 5.1	中 11	中 5.4	中 9.0		
		２ 上記以外の地域	30	1.1	純 3.4	純 6.0	純 3.4	純 5.4		
		農業振興地域内の農用地区域								
		１ 国道１４５号線バイパス沿			純 4.1	純 7.2				
		２ 上記以外の地域			純 3.5	純 6.2				
		上記以外の地域								
ふ	古森	農業振興地域内の農用地区域								
		１ 国道１４６号線沿			純 2.8	純 6.2				
		２ 上記以外の地域			純 2.5	純 5.7				
		上記以外の地域								
		１ 国道１４５号線バイパス沿	30	1.1	中 5.4	中 11	中 5.8	中 11		
		２ 上記以外の地域	30	1.1	純 3.7	純 6.4	純 2.9	純 4.1		
		農業振興地域内の農用地区域								
		１ 国道１４６号線沿			純 2.8	純 6.2				
		２ 上記以外の地域			純 2.5	純 5.7				
		上記以外の地域								

市区町村名：吾妻郡長野原町

中之条稅務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等									
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼			
ふ	古森	1 山林（原野・牧場）又は別荘宅地の固定資産税評価額が1㎡当たり18円を超える地域（※固定資産税評価額が1㎡当たり105円以上のものについてはその評価額を105円とみなして右の倍率を適用する。）	40	8.0	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍		
		2 上記以外の地域											
		（1）国道146号線沿	30	1.1	中	3.9	中	8.5	中	6.5	中	8.9	
		（2）上記以外の地域	30	1.1	純	2.7	純	5.9	純	5.4	純	6.1	
	よ	与喜屋	農業振興地域内の農用地区域										
			1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿				純	4.3	純	12			
			2 上記以外の地域				純	3.3	純	8.5			
			上記以外の地域										
			1 国道145号線バイパス沿、 国道146号線沿	30	1.1	中	5.3	中	15	中	8.3	中	11
			2 上記以外の地域	30	1.1	純	3.4	純	8.5	純	5.4	純	6.5
横壁			横壁	農業振興地域内の農用地区域									
				1 国道145号線バイパス沿				純	4.2	純	7.0		
	2 上記以外の地域					純	4.1	純	4.2				
	上記以外の地域												
		1 国道145号線バイパス沿	30	1.1	中	5.2	中	11	中	5.4	中	9.0	
		2 上記以外の地域	30	1.1	純	4.2	純	4.3	純	3.6	純	4.3	